

5月18日

5月18日(木) 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
12番	林久光	13番	登地靖徳
14番	浜西金満	15番	山本一也
16番	新家勇二		

欠席議員

17番	野崎剛睦	18番	山根啓志
-----	------	-----	------

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	御堂岡健	総務部長	仁城靖雄
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	山本修司
産業部長	長原和哉	土木建築部長	木村成弘
企画部長	渡辺高久	会計管理者	島津慎二
教育次長	小栗賢	危機管理監	加川英也
消防長	丸石正男	企業局長	道丹幸博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局次長	前田憲浩

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）
日程第5	承認第2号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6	議案第33号 （仮称）能美市民センター耐震補強及び改修工事（建築）請負契約の締結について
日程第7	議案第34号 平成29年度江田島市一般会計補正予算（第1号）

## 開会（開議） 午前１０時００分

○副議長（登地靖徳君） ただいまから、平成２９年第２回江田島市議会臨時会を開きます。

ただいままでの出席者議員は１５名であります。

野崎剛睦議員、議長の山根啓志君が会議を欠席する旨、届け出がありました。

議長が欠席されましたので、地方自治法第１０６条第１項の規定により、本日、副議長の私が、議長の職務を務めさせていただきますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

### 日程第１ 諸般の報告

○副議長（登地靖徳君） 日程第１、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げまして、平成２９年第２回江田島市議会を開会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして、諸般の事業がおおむね順調に進展しておりますことを深く感謝申し上げます。

また、市民の皆様には、早朝からの臨時会の傍聴にお越しをいただき、心からお礼申し上げます。

さて、私は昨年の１２月５日に市長に就任して、本日が１６５日目でございます。また、初めての新年度を迎えました。

その新年度予算では、私の基本的な考えである「仕事の創出」「子育てしやすい環境づくり」「健康寿命の延伸」、これを柱として、「ワクワクできる島」江田島づくりを推進していくこととしております。

その「仕事の創出」の一つとして、本年３月３１日に、惜しまれながら休館いたしました能美海上ロッジにかわる、新たな魅力ある宿泊観光関連施設の整備といたしまして、４月２８日に施設の設置及び運営を行っていただく民間事業者の公募を開始したところで、既に数件の問い合わせがございます。

そして「子育てしやすい環境づくり」の一つとして、４月１日からは、定住促進通学費支援事業としまして、江田島市を発着点とする船やバスの通学定期券の購入費を補助しております。保護者の方からは、負担が軽くなって助かりますとの声を多くいただいております。

また、「健康寿命の延伸」では、その計画の中心である第３次健康江田島２１の策定

に着手いたしました。

このように、江田島市に住みたい、江田島市で子育てしたい、江田島市で元気に生き続けたいと言われるような施策を、スピード感を持って着実に、そして確実に行っていきたいと考えております。議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、今議会では、（仮称）能美市民センター耐震補強及び改修工事（建築）請負契約の締結や一般会計補正予算案など、当面する市政の重要案件について御審議をお願いすることといたしております。

これら各案件につきましては、後ほど御説明を申し上げますが、何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、2月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして、9項目報告を申し上げます。

まず、1点目が沖美市民センター開所式についてでございます。

沖美市民センターの完成に伴い、3月21日、当センター正面ロビーで開所式を開催いたしました。

当日は、50人の来賓を迎え、祝辞に続きテープカットを行い、新しい地域コミュニティ活動の拠点となる施設の完成を祝いました。

今後は、新施設の機能を十分に発揮し、市民の皆様喜んでいただけるよう努めてまいります。

2点目が、災害時の応急対策に関する協定及び災害時における物品の供給に関する協定の締結についてでございます。

3月21日、市役所で、呉農業協同組合と災害時の応急対策に関する協定、小山株式会社広島営業所と災害時における物品の供給に関する協定を締結いたしました。

呉農業協同組合からは、避難所や物資集積場所としての施設の提供を、小山株式会社広島営業所からは、主に寝具類の提供を受けるもので、本市で大規模な災害が発生したときに、避難所における良好な生活環境を確保することができるものであります。

今後は、避難体制の充実や避難所における資機材等のテントなど、燃料の確保を図る協定の締結の検討をしてまいります。

3点目が、江田島市公共交通機関の運航（行）に関する覚書の締結についてでございます。

3月22日、市役所で、上村汽船株式会社、瀬戸内シーライン株式会社、さくら海運株式会社、有限会社バンカー・サプライ、江田島バス株式会社及び江田島市の6者で、江田島市公共交通機関の運航（行）に関する覚書を締結しました。

この覚書は、ダイヤ改正時における他の公共交通機関のダイヤへの配慮や事前連絡のほか、遅延や運休の際の情報提供など、接続する事業者間において、相互に連携を図るものであります。

この覚書の締結により、船とバスとの乗り継ぎを改善し、公共交通の利便性の確保につなげてまいります。

4点目が、柿浦保育園の閉園についてでございます。

3月27日、地域住民の皆様及び来賓の出席のもと、柿浦保育園の卒園式に続き、閉

園式を行いました。

柿浦保育園は昭和25年に妙覚寺境内に私立保育所として開所され、昭和32年に大柿町に移管し、地域の皆様とともに歩み続けました。その間、2,525人の児童が卒園し、67年の歴史に幕を閉じました。

地域の皆様には、保育園の行事や子供たちの見守りを通じて、多大な御支援をいただきましたことに感謝を申し上げます。

5点目が、江田島町小用3丁目地先の公有水面埋立事業についてでございます。

平成29年4月3日に広島県と締結した、江田島市江田島町小用3丁目地先公有水面埋立事業に係る杭打工事に関する協定書に基づきまして、次のとおり同日付で広島県と平成29年度契約を締結し、工事を委託いたしました。

契約名は、一般国道487号道路改良事業に伴う江田島市江田島町小用3丁目地先公有水面埋立事業に関する平成29年度工事受委託契約であります。

契約年月日は、平成29年4月3日

契約金額は、1,250万円となっております。

契約の相手方は、広島県西部建設事務所長。

工期は、平成29年4月3日から平成30年3月31日までとしております。

今年度においても、広島県と連携し、早期完成を目指して事業を推進してまいります。

6点目が、体験型修学旅行等についてでございます。

4月25日、26日の両日、静岡県浜松市立冨塚中学校の生徒166人が、今年度最初の体験型修学旅行として、本市を訪れました。

生徒たちは、本市の豊かな自然の中で、民泊受け入れ家庭と一緒に魚釣りや農業体験を行い、多くの市民の皆様と交流を深めました。

今年度は、体験型修学旅行として県外の中学校13校、高等学校14校の生徒と、県内の小学校の体験活動として3校の児童、総勢約4,100人を受け入れる予定であります。

この事業を通じまして、本市の農業及び漁業の振興に寄与するとともに、民泊受け入れ家庭同士の交流などにより地域の活性化を図るほか、全国に江田島ファンを拡大できるように取り組んでまいります。

7点目が、職員の人事異動についてでございます。

4月1日付で、職員の定期人事異動を発令しました。

異動人員は昇任・昇格、配置がえ、派遣など総数207人の規模となりました。

管理職員の異動は、別紙1のとおりで、別紙2に行政機構図を示しています。

なお、この場をおかりしまして、新任等の部長職を紹介したいと思います。しばらくお時間をお願いいたします。

新任4名、配置がえ1名の職員を順に、各部の目標とあわせて自己紹介を簡単に行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（仁城靖雄君） 失礼いたします。

このたび、政策推進課長から総務部長になりました仁城でございます。

組織の目標といたしましては、総務部は内部管理業務でございますので、行財政改革

に推進してまいりたいと思います。特に今年度につきましては、組織改編に取り組んでまいりたいと思います。

個人といたしましては、とにかく何事も明るく頑張るということでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○危機管理監（加川英也君） 失礼します。

この4月に、危機管理監を拝命しました加川といいます。よろしくお願いいたします。

管理監の目標としまして、災害が発生した場合、市内で1人も犠牲が出ることがないように、市民一人一人の防災意識の向上、自治会を中心とした地域防災力の向上、これを一体となって取り組み、職務に邁進したいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○市民生活部長（山井法男君） 失礼します。

市民生活部長を拝命しました山井法男でございます。

市民生活部は、住民サービスの最前線にあって、市民満足度の向上に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉保健部長（山本修司君） 失礼します。

4月1日より、福祉保健部長を拝命しました山本でございます。よろしくお願いいたします。

市長が常々おっしゃっておられます、公務員の使命は、市民の皆さんの幸せをふやし悲しみを減ずること。福祉保健部の職員158名が、この使命を肝に銘じて一丸となって、市民の皆さんのお困り事を一つずつ丁寧に解決できるように、その先頭に立って努力する所存でございます。これまで以上に御指導いただきますように、よろしくお願いいたします。

○企業局長（道丹幸博君） 失礼します。

4月1日より、企業局長に任命されました道丹です。

企業局長としてあと2年、いや、まだ2年ありますので、私に何ができるか、企業局長としてのあり方、ベテラン職員に支えられ、職員間の信頼関係を築き努めてまいります。

上下水道としては、日常生活において欠かせないものであります。市民へ安心・安全を供給するのが使命でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○市長（明岳周作君） 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

8点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことにつきましては、別紙3のとおり開催され、市長、副市長及び関係部長が出席いたしました。

最後に9点目、工事請負契約の締結についてでございます。

別紙4のとおり契約を締結いたしております。

以上で報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（登地靖徳君） 以上で、市長の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（登地靖徳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において7番 上松英邦議員、8番 吉野伸康議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○副議長（登地靖徳君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。

これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は1日限りと決定しました。

## 日程第4 承認第1号

○副議長（登地靖徳君） 日程第4、承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分の報告と承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市税条例の一部を改正する条例でございまして、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が公布され、原則として平成29年4月1日から施行されることに伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、平成29年3月31日に専決処分したものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○副議長（登地靖徳君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 専決処分いたしました承認第1号について説明いたします。

2ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正する法律等が公布され、原則として平成29年4月1日から施行されることに伴い、江田島市税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成29年3月31日、市長名をもって専決処分したものです。

内容については、3ページから19ページまでが改正条文、20ページから39ページまでが新旧対照表、40ページから43ページに参考資料として、江田島市税条例の改正要旨を添付しております。

40ページからの参考資料により、主な改正内容について説明いたします。

まず、市民税関係として、第33条及び第34条の9で、特定配当等及び特定株式等譲渡所得に対する賦課方式を明記するための、関係規定の整備を行います。

第48条及び第50条は、法人市民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行います。

附則第5条は、配偶者、配偶者控除及び配偶者特別控除の範囲の拡大に伴い、控除対象配偶者から同一生計配偶者へ、字句の整理を行います。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期間を、単純に3年延長するものでございます。

附則第20条の2として、日本と台湾における二重課税を回避するために、日台民間租税取決めが交わされましたが、これにより、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当等に係る個人住民税について、源泉徴収等を通じた課税ができなくなることから、申告等に基づく課税を行うための規定を追加しております。

41ページをお願いいたします。

附則第16条の3第2項、附則第20条の2第4項及び附則第20条の3は、上場株式の配当所得などについて、所得税と住民税とで異なる課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得の課税の特例を、単純に3年延長するものでございます。

次に固定資産税関係の改正でございます。

第61条第8項は、課税標準の特例に、震災等により滅失などした償却資産にかわる、償却資産等の取得に対する特例を追加するものです。

次に、わがまち特例の関係として、第61条の2として保育関係施設を追加し、附則第10条の2は、法改正による条ずれを整備しております。

42ページをお願いいたします。

わがまち特例の続きですが、第14項で子ども・子育て支援法の補助金を受けて設置した場合の施設に対する割合を、法改正に合わせて改正しております。

第15項は、緑地保全緑化推進法人が管理する緑地についての規定を、法改正に合わせて追加したものです。

なお、本市におきましては、わがまち特例で定める割合は、全て国が示す参酌基準といたしております。

続いて、第63の2は、いわゆるタワーマンションと呼ばれる居住用超高層建築物の

税額の按分方法の規定の追加です。

第63条の3及び第74条の2は、被災市街地復興推進地域における固定資産税の特例措置を拡充するものです。

附則第10条は、法改正に伴う字句の整理をしております。

43ページをお願いいたします。

附則第10条の3は、耐震改修した認定長期優良住宅等に対する減額の申告に関する規定の整備と、字句の整理を行っています。

次に、軽自動車税関係の改正でございます。

附則第16条で軽自動車税のグリーン化特例を2年延長し、附則第16条の2として、自動車メーカーに不正があった場合の賦課徴収の特例に関する規定を追加しております。

続いて附則の説明をしますので、17ページにお戻りください。

まず、施行期日についてでございます。

附則第1条で施行期日を定めておりますが、本改正に係る施行期日につきましては、原則平成29年4月1日でございます。ただし、台湾との特例適用利子等に係る課税の特例につきましては、平成29年1月1日から適用いたします。

また、同条第1号に規定する控除対象配偶者の定義の変更については、施行期日を平成31年1月1日とし、同条第2号の規定については、都市緑化法等の一部を改正する法律の施行の日といたしております。

次に、経過措置についてでございます。

附則第2条で、市民税に関する経過措置を、18ページの第3条で、固定資産税に関する経過措置を、19ページの第4条で、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上で説明を終わります。

○副議長（登地靖徳君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

## 日程第 5 承認第 2 号

○副議長（登地靖徳君） 日程第 5、承認第 2 号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました承認第 2 号 専決処分の報告と承認についてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。所得税法等の一部を改正する法律による、改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、それぞれ平成 29 年 1 月 1 日、同年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、平成 29 年 3 月 31 日に専決処分したものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○副議長（登地靖徳君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 専決処分いたしました承認第 2 号について説明いたします。

45 ページをお願いします。

このたびの専決処分は、所得税法等の一部を改正する法律による、改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、それぞれ平成 29 年 1 月 1 日、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 29 年 3 月 31 日、市長名をもって専決処分したものです。

内容については、46 ページから 48 ページまでが改正条文、49 ページ、50 ページが新旧対照表、51 ページに参考資料として、江田島市国民健康保険税条例の改正要旨を添付しております。

51 ページの参考資料により、改正内容について説明いたします。

まず、1 の低所得者に係る軽減世帯の対象の拡大です。

政令の改正に伴い第 21 条を改正して、こちらの表のとおり軽減世帯の範囲の拡大を行います。

次に、2 の所得の算定・判定の改正についてです。

附則第 12 項と第 13 項を追加し、旧第 12 項と旧第 13 項を繰り下げしております。

これは、先ほどの市税条例の改正とも関連します。国民健康保険税所得割額の算定及び軽減判定をするに際し、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当等について、それを総所得金額に含めるための規定の整備です。

続いて、附則の説明をしますので47ページをお願いします。

まず、施行期日についてでございます。

附則第1条で、施行期日を平成29年4月1日といたしております。ただし、附則第12項から第15項までの、台湾に係る課税の特例についての改正につきましては、平成29年1月1日から適用いたします。

次に、48ページの経過措置についてでございます。

附則第2条で、低所得者に係る軽減世帯の対象の拡大に関する経過措置を、第3条で、所得の算定・判定の改正に係る経過措置をそれぞれ規定しております。

以上で説明を終わります。

○副議長（登地靖徳君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

## 日程第6 議案第33号

○副議長（登地靖徳君） 日程第6、議案第33号（仮称）能美市民センター耐震補強及び改修工事（建築）請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第33号（仮称）能美市民センター耐震補強及び改修工事（建築）請負契約の締結についてでございます。

（仮称）能美市民センター耐震補強及び改修工事（建築）の請負契約を2億6,200万8,000円で、株式会社大柿産業と締結したいので、地方自治法第96条第1項

第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○副議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第33号の説明をいたします。

議案書の52ページをお願いいたします。

まず、1、契約の目的は、（仮称）能美市民センター耐震補強及び改修工事（建築）請負契約です。

2、契約の金額は、2億6,200万8,000円で、内消費税額及び地方消費税額は、1,940万8,000円です。

3、契約の相手方は、江田島市大柿町飛渡瀬4249番地1、株式会社大柿産業、代表取締役 中本正彦。

4、工期は議会の議決を得た日の翌日から、平成30年3月15日までです。

次に、60ページの入札状況調をお開きください。

工事名は、（仮称）能美市民センター耐震補強及び改修工事（建築）です。

工事場所は、江田島市能美町中町4859番地9。

入札日時及び場所は、平成29年4月26日（水）午前10時10分から、江田島市役所において執行しました。

本市が指名いたしました入札参加指名業者は19社で、そのうち入札辞退を届け出た14社を除く5社で入札を行いました。

入札状況は、表に示すとおりでございます。

なお、本入札は予定価格を事前公表しております。

予定価格は、2億9,370万円（税抜）でございます。

落札額は、2億4,260万円、落札率は82.6%です。

工事概要等につきましては、53ページに工事概要書、そして54ページから59ページに平面図を添付しております。

以上で説明を終わります。

○副議長（登地靖徳君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） この能美市民センターでございますが、この配置計画をするに当たっては、当然、地区住民及び関係者と協議を重ねて、こういう形になったのではないかというふうに思うわけですが、そこで1点目として本館ですが、本館は54年に建設されて耐震診断し、耐震補強もされているようでございます。

私が聞きたいのは別館について、平成4年に建築して新耐震基準に基づいてはおりますが、一部用途変更されております。具体的には、事務所から倉庫になっております。これに伴って、構造のチェックをされたのかどうか。

2点目は、57ページの本館の3階でございますが、これによりますと教育委員会が配置されるようでございますが、教育委員会の北側、会議室の北側でございますが、備

蓄倉庫となっておりますが、私も長年、行政の経験からして、教育委員会の専属の倉庫が、私は必要ではないかというふうに感じるわけですが、この2点について、お伺いたします。

○副議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 1点目の、別館4階の用途変更に伴う構造のチェックということでございます。

こちらの構造のチェックにつきましては、行ってはおりません。現在、事務所ということで設計をしておりますけども、その設計荷重の中で、倉庫として使用するというようにしてございます。そのため、使用上の注意事項というものを周知して、運用をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（登地靖徳君） 小栗教育次長。

○教育次長（小栗 賢君） 2点目の、3階に市教委が入って、備蓄倉庫があるじゃないかと。教育委員会の倉庫はどうなんだということだったと思うんですが、教育委員会用の倉庫は、別館のほうに設けていただいているということでございます。

この配置に関しましては、地域住民の方々、関係部署等々とも、よくよく協議されて配置されたものと考えております。ただ、議員おっしゃるように、平面全部が、この階が教育委員会が管理できれば、それにこしたことはないと思いますので、今後、地域の方々、また関係部局等と協議しながら、市民にとって一番使いやすいのはどこなんだろうということも考えながら、配置のほうも検討できたらと思っております。

以上でございます。

○副議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 教育委員会については、協議をされるということでやってください。

それで、別館のほうの耐震でございますが、私が言いたいのは、事務所から倉庫、書庫に用途変更をされております。専門的になるわけですが、構造計算に当たって、積載荷重とか床荷重、自重とかいう、いわゆる荷重がかかるようになります。それで、今回の場合は事務所から倉庫に変わっておる。すなわち床荷重でございますが、事務所で設計する場合には180キログラムパー平米。それが、倉庫になれば、この倍の360キログラムパー平米で計算されております、するようになっております。それが、4階が倉庫になっているから、重心が変わるんじゃないかということが考えられて、地震に耐えられるのかどうか、ここらをチェックされたのかどうか、お伺いするわけでございます。

○副議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 御質問の趣旨については理解をしておるんですけども、今回の設計に当たりましては、この設計荷重を従前の事務所と、この荷重のまま倉庫として運用したいということでございますので、構造計算の対象となる設計荷重は変更ないということで、そういった耐震の構造チェックまでは行っていないという状況でございます。

以上です。

○副議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 最後になりますが、要は、用途が変わって床荷重が変わるということは確かなんですよ、倉庫ということですね。それで、その現状で耐えられるかどうかというのは、構造屋さんというんですか、設計事務所のほうへ言えば、チェックしてもらえるだろうと思うんです。それを、されたんかどうか、されてないんでしたら、ぜひチェックを一応されたほうがいいんじゃないんでしょうかという質問でございます。

○副議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 議員の御指摘を踏まえまして、再度、チェックだけはしてみたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（登地靖徳君） ほかにはございませんか。

16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） 先般来、こういう何億円もの工事が出ているときに、るる、地元の企業を使ってあげるようにしたらどうかとか、そういうような意見も出ておりましたが、この落札した業者が工事をするのを見ると、全て県外の人が入り込んでやっていると、多々見受けられてるんですが、そこらは、ことしに入ってから何か、その辺の指導なり意見とか、そういう注意書き等が入ったのかどうか、ちょっとお伺いします。

○副議長（登地靖徳君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 御質問の地元企業を優先という形だと思いますし、それを、下請けについて使用するの制度といいますか、そういった義務づけといいますか、そういったものがあるかという御質問だというふうに理解しております。

現在、入札契約制度の改正については、総務部関係と協議をしているところでして、また現在の時点に変更等、何か新しいことをしたということにはなっておりませんけれども、現在検討しているという状況でございます。

○副議長（登地靖徳君） 16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） 昨今、仕事量もどんどん減ってきておりますし、地元の建設業者、電気及びそういう関連の働き手も、どんどん減っている。災害時には協力してくださいというような、その整合性がとれていないようなことをされるので、大変困ると。人間を雇うのも難しいような状況も来ておるのに、そういうときにだけは協力してくださいというような声も出ておりますので、しっかりと早目に対応策を考えていただきたいと思います。

それと、この落札率を見ると、以前からも低価格で落札すると品質が悪いという、国土交通省とかああいうところの国の調査等も出ておりますので、その辺もよく注視して、無事いいものが完成するようにやっていただきたいと思います。そこらについても、また検討していただいて、自治体によってはもう、落札率を90%ぐらいに抑えてきちんとしっかりしたもの、ちゃんと労務費も支払ってというような考え方でやっているところもありますので、県に準ずるのもいいですが、やっぱりこの江田島市は、橋を渡ってこんとできんというような立地条件もありますので、ただ単に、県に準ずるといふん

ではなし、独自のやり方も、やはり考えていってもらいたいと思うんですが、その辺についてはどうですか。

○副議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 資料ですね、今、最低制限価格の制度を導入をしております、今回の入札の結果につきましても、その最低制限価格を上回っておる中で、今回の契約ということになっております。今までも、その最低制限価格を上回った工事につきましては、全て完了し、検査にも合格しているような状況があるという事実はあったのですけれども、先ほど土木建築部長からお話がありましたように、今後、今の入札、そして契約制度を、今、検討しておることでもありますので、その中でこの最低入札のところもあわせて、それもどういうふうにしていけばいいのかということは、検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○副議長（登地靖徳君） ほかにはありませんか。  
（「なし」の声あり）

以上で、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第34号

○副議長（登地靖徳君） 日程第7、議案第34号 平成29年度江田島市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第34号 平成29年度江田島市一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度江田島市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ159億3,790万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第34号 一般会計補正予算（第1号）につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をいたします。

このたびの補正は、消防本部庁舎等の建設予定地に伴う用地取得費を補正するものでございます。

事項別明細書の8ページ、9ページをお願いいたします。

最初に歳入からです。

19款、1項、1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正です。

21款、1項市債、5目消防債は、消防庁舎建設事業費の補正に伴う、一般単独事業債（合併特例）消防庁舎整備事業の増額補正です。

続きまして、歳出です。

10ページ、11ページをお願いいたします。

9款、1項消防費、1目常備消防費は、消防本部庁舎等の用地取得費の増額補正です。予算書4ページにお戻りください。

第2表 地方債補正です。

変更といたしまして、一般単独事業債の合併特例事業で、消防庁舎建設事業の1件をお願いしております。

なお、12ページに地方債の見込みに関する調書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ159億3,790万円とする、一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○副議長（登地靖徳君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 1点だけ、ちょっとお聞きしたいんですが、今回の補正で内容はええんですが、一般財源を平成28年度のいわゆる繰越金を充当しておるわけですね、440万円。それで、5月末までが出納閉鎖であって、こういう状態が果たして、私、いいのかどうかそこらで理解できんので、合法的だということを教えていただいたらと思うんですが。

○副議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 制度的には、問題はございません。

以上でございます。

○副議長（登地靖徳君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） それでは、現時点で繰越金はどれくらいを見込んでおるのか、これは会計管理者のほうよろしいんですか、教えていただいたらと思うんですが。

○副議長（登地靖徳君） 島津会計管理者。

○会計管理者（島津慎二） 会計管理は、日々の支払いを行うものであって、決算が最終的にどのように終わるかは、財政課のほうへ任せておりますので、会計としては幾らの繰り越しが出るかは、今現在、見積もっておりません。

以上です。

○副議長（登地靖徳君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 現在の見込みとしましては、3億4,000万円程度が繰り越しできるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（登地靖徳君） ほかにはございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、平成29年第2回江田島市議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、御苦勞でございました。

（閉会 10時54分）